

2011年11月30日

## アメリカン航空、競争力向上に向けた法的手続きを開始

### 通常運航を世界で継続

米国テキサス州フォートワース発（2011年11月29日）－アメリカン航空（本社：米国テキサス州フォートワース）は本日、親会社である AMR コーポレーションと米国を本拠地とするその子会社の一部が日本の民事再生法にあたる米国連邦破産法第 11 条の適用を申請したことを発表しました。アメリカン航空は、航空業界で競争優位性のあるコスト・債務体制の構築を実現し、引き続き世界最高水準の旅行体験をお客様に届けるため、今回の措置をとりました。

アメリカン航空は、連邦破産法第 11 条手続き中も通常通りの運航を継続し、事業もこれまで通りアメリカン航空の経営陣により運営されます。米国連邦破産法第 11 条による会社更生手続きの下で、アメリカン航空は通常通りの事業を維持するとともに、競争優位性のあるコスト・債務体制を構築します。今回の措置により、アメリカン航空の米国外のいかなる事業も直接的な法的影響を受けることはありません。

アメリカン航空はこれからも、通常の運航スケジュールに従って運航を行い、航空券とご予約も通常通りご利用いただけます。また、アメリカン航空のマイレージ・プログラム、AAAdvantage®プログラムについても、本申請の影響を受けません。アメリカン航空は、ワンワールドアライアンスの創立メンバーの 1 社であり、今後も加盟航空会社であることに変わりはなく、共同運航（コードシェア）パートナー全社との提携も継続されます。お客様は、世界各地での便利なフライト・オプションでマイルの獲得・特典交換を引き続きおこなっていただくことができます。

AMR コーポレーション、およびアメリカン航空 会長兼最高経営責任者（CEO）兼社長のトーマス・ホートン（Thomas W. Horton）は、次のように述べています。「アメリカン航空はお客様を常に最優先に考えており、安全で信頼性の高い旅行、高品質のサービスをお客様は引き続きご利用いただけます。アメリカン航空は、50 以上の国と地域の 260 の空港に運航しており、世界市場での強固なプレゼンスの維持に尽力します。アメリカン航空が、卓越性と革新性を備え、お客様が求める旅行パートナーであり、そして世界中の地域社会に貢献する航空業界のグローバルリーダーとして、さらなる飛躍を遂げるものと確信しています。」

アメリカン航空の米国連邦破産法第 11 条の適用申請に関する詳細は、[AA.com/restructuring](http://AA.com/restructuring)（英語）よりご覧いただけます。

American Airlines, Inc.（アメリカン航空）と American Eagle Airlines, Inc.（アメリカン・イーグル航空）は、AMR Corporation（AMR 社）の子会社です。AmericanAirlines、AmericanEagle、AmericanConnection、AA.com、および AAAdvantage は、American Airlines, Inc. (NYSE: AMR) の商標です。